

さいたま市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
をここに公布する。

令和8年 7 月 1 日

さいたま市長

清水 正人

さいたま市条例第41号

さいたま市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

さいたま市病院事業の設置等に関する条例（平成13年さいたま市条例第198号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第10条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>第243条の2の9</u> 第8項の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。	(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第10条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>第243条の2の8</u> 第8項の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。

附 則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。